

市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）

広島市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年2月26日に下記のとおり「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を決定しました。

本年3月15日までの間、広島市主催のイベント等の開催の可否、イベントを開催する場合の感染予防対策については、この基本方針のとおり取り扱います。

つきましては、市民や企業等の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、主催されるイベント等につきまして、この基本方針に準じた取り扱いをしていただきますよう、御協力をお願いいたします。 広島市

令和2年2月26日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針

新型コロナウイルス感染症の感染者が、ここに来て国内の複数地域で散発的に発生する中で、本市においては感染者が確認されていないまさに今の段階で、市民の安全・安心を確保するために、また、患者の増加や重症者の発生など国内での健康被害を最小限に食い止めるためにも、経済活動等への配慮もさることながら、健康被害の抑制を優先することが極めて重要となっている。このため、徹底した感染拡大防止対策を講じるために、広島市主催^{*}のイベント等の開催については、本年3月15日までの間、当面、以下のとおり取り扱うこととする。なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

1 イベント等の開催の可否について

- ① 2月29日以降開催を予定しているイベント等については、咳や発熱などの体調不良がある方は参加しないことを、持病のある方や高齢者、妊婦等は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。
- ② 開催を予定しているイベント等が、高齢者等のハイリスク者を対象とするもの、又は高齢者等のハイリスク者が参加者の半数を超えると見込まれるものであるときは、中止又は延期する。また、互いに手を伸ばすと届く距離で多くの人が対面等で会話するような環境で開催するものや、互いに手を伸ばすと届く距離で食事を提供するような環境で開催するものも、中止又は延期する。
- ③ ②に該当しないものや、卒業式等この期間に開催する必要がある、開催日の変更が困難なものについては、少なくとも下記2の感染予防対策を確実に実施するとともに、イベント等の特性に配慮した対策を工夫の上、開催する。

2 感染予防対策

(1) 開催場所の設営方法等

- ・会場入口や会場内の複数個所にアルコール消毒液を設置する。アルコール消毒液の設置が困難な場合は、会場入口やトイレの手洗い場等に予防について国が示した啓発ポスターを掲示する。
- ・参加者には、会場内で咳エチケットの徹底や手洗いなどの実施を要請する。
- ・構造上可能な場合は、休憩時間などに換気を行う。
- ・ドアノブ等に触れる機会が少なくなるよう、ドア等は支障のない範囲で開放する。

(2) 開催関係者の対応等

- ・食事を提供する場合、調理者や食事の提供者はマスクを着用し、手洗いを励行する。
- ・終了後は、参加者が触れたものをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。